

STOP ザ いじめ R4

本方針は、大中山中学校全ての生徒が充実した学校生活を送るために「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を教職員／生徒が全体で取り組むことを目的に作成する。（『七飯町立大中山中学校いじめ防止基本方針』より）

○R4年度 大中山中学校のめざす生徒像

（学校教育目標：「豊かな人間性を育てる」の実現に向けて）

自ら考え 選択し・決定し・結果に責任をもつ生徒

○【3つの重点】

- 1 主体的に学ぶ学校
- 2 あらゆる危機に負けない安心／安全な学校
- 3 地域で学び／地域から学ぶ学校

【大中山中学校 ストップ ザ いじめ 基本方針】

いじめは「人の一生を踏みにじる行為」です。たとえ、自分自身にとって「考えがちがう。好きな物がちがう。同じことができない。その場の雰囲気合わない。服装や見た目がちがう。性別によるちがいがある等々」があっても、それは関係ありません。人は一人では「人生を生き生きと過ごすこと」は難しい生き物です。だからこそ人と人の間で人間となります。

大中山中学校は、懸命に生きる人を否定する行為はたとえどんな理由があっても許しません。すべての生徒そして子どもたちに無償の愛を注ぐ保護者の皆さん、子どもたちを見守る地域の皆さんが幸せを感じる学校、子どもたちが正しく育つ学校を創ります。

○大中山中学校生徒と教職員全員が誇りをもって、安心安全な学校を創るために守るべきルール

合い言葉は 人として懸命に生きる姿を決して否定しない

- 1 いじめとは何かを全員が徹底的に理解する。
- 2 いじめへの対応を全員が理解する。
(文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)
- 3 いじめ防止に向けて教職員・生徒・保護者・関係機関との綿密な連携および迅速な対応を徹底する。
- 4 様々な教育活動の中で「山中の道徳教育の基本方針」に基づき、人権を大切にする指導支援および学びを徹底する。
- 5 生徒会を中心とした「自ら考え いじめのない学校を創る」取組を自治的・継続的に計画推進を徹底する。
- 6 教職員／生徒がともに「いじめの芽を見逃さず摘み取る」ための取組を徹底する。
(定期的ないじめアンケート調査・各種教育相談・日常の積極的なかかわり)
- 7 「いじめを発見した場合」は、教職員が組織的に早期解消に向けて指導支援を徹底する。
- 8 「いじめを解消する取組」は少なくとも3ヶ月以上、もしくは被害生徒が心身ともに完全に解消されたと認められるまで徹底して継続する。
- 9 「いじめ問題解決」に向けては、状況によりスクールロイヤー等の法的な機関を活用する。
- 10 加害生徒および関係保護者へは、「いじめの完全な解消」に向け毅然とした指導を徹底し、【本来あるべき姿の確立】に向けた最大限の指導支援を行う。被害生徒には「徹底した共感と保護」を前提とし、【生き生きとした学校生活】を送れるよう最大限の指導支援を徹底する。

○ いじめにともなう重大事態(事案)が発生した場合

【いじめ防推法第28条第1項より】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

【大中山中の取組として】

- 1 いじめを受ける生徒の状況を最優先とし、積極的に警察および法的機関・七飯町いじめ問題対策専門委員会と連携し調査及び対策の推進を徹底する。
- 2 緊急性をともなう重大事態(事案)については<状況変化を待つことなく>被害生徒の保護を最優先として考え、加害と疑われる生徒には、学校長判断による「出席停止・別室面談」等の措置をとる。